

## 合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月10日(水) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員 (11人)

会 長	14番	門 口 照 夫
委 員	1番	上 野 育 夫
”	2番	上 野 修 一
”	3番	渡 邊 友 美
”	4番	渡 邊 新 二
”	5番	澤 田 勝 矢
”	6番	緒 方 正 美
”	7番	中 川 雄 一
”	8番	改 喜 末 敏
”	10番	林 清
”	11番	坂 田 春 美

4 欠席委員 (3人)

9番 坂口委員

12番 石坂委員

13番 宮本委員

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農地所有適格法人設立届出について

第5号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

第6号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

第2号報告 非農地判断について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 岡 田 晃 治

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和7年12月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、門口会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（門口照夫君） （会長挨拶）

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は9番 坂口委員、12番 石坂委員、13番 宮本委員から欠席の連絡があつておりまして、農業委員14名中11名の出席でございます。よって合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

-----○-----

#### （1）議事録署名者

○議長（門口照夫君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、4番 渡邊新二委員、5番 澤田委員を指名しますのでよろしくようお願いいたします。

-----○-----

#### （2）農家調査及び現地調査員

○議長（門口照夫君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 1番 上野育夫委員、4番 渡邊新二委員、5番 澤田委員、7番 中川委員、10番 林清委員、14番 門口委員、推進委員 4番 野田委員、10番 林靖人委員、11番 酒井委員、以上9名の委員さん方へ適宜意見をお伺いしますのでどうぞよろしくようお願いいたします。

#### （3）議案

○議長（門口照夫君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は親族間の贈与です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページをご覧ください。図面中央上部分の斜線部が申請地です。合志市栄体育館の北側に広がる農地です。

4 ページが申請地の現況写真です。

次に 5 ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に 6 ページをお開きください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ抵触しません。

第 2 号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり抵触しません。

第 3 号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第 4 号の農作業、常時従事要件について譲受人は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため抵触しません。

第 6 号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後は野菜等を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上 1 号から 6 号まで抵触する項目はないと思われれます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 10 番 林清委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（林清君） それでは、現地調査につきまして報告します。

11月28日の午前10時頃、私と林推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、親族間の贈与です。

申請人はこれまで申請地を畑として利用しており、今後も同様に利用する予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われれます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転、番号 1 について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転、番号 1 は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君）　続きまして、第1号議案　農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局　それではご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、親子間の贈与です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』7ページをご覧ください。図面中央部分の斜線部が申請地です。セブンイレブン竹迫合志店の北側に広がる農地です。

8ページが申請地の現況写真です。

9ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に10ページをご覧ください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、抵触しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり抵触しません。

第3号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第4号の農作業、常時従事要件は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため抵触しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後も同様にマンゴーを作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君）　事務局の説明に関連しまして、担当地区の5番　澤田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（澤田勝矢君）　それでは、現地調査につきまして報告します。

11月28日の午前9時30分頃、私と橋本推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、親子間の贈与です。

申請地は申請人が畑として利用しており、許可後も同様にマンゴーを作付けする予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われまます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君）　ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君）　ご意見・ご質問等が無いようでございませんので採決を行います。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号3につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権番号3、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、規模拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』11ページをご覧ください。図面中央部分の斜線部が申請地です。竹迫郵便局の北東側に広がる農地です。

12ページが現況写真です。

13ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に14ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できるの見込まれ、抵触しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり抵触しません。

第3号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため抵触しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後は野菜等を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われれます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の4番 渡邊新二委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（渡邊新二君） それでは、現地調査につきまして報告します。

11月28日の午前9時頃、私と野田推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、規模拡大のための売買です。

申請地は申請人の自宅の隣に位置しているため、効率よく作業を行うことができます。許可後は野菜等を作付け予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われれます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号3は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号4につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権移転番号4、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は夫婦間の贈与でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』15ページをご覧ください。図面中央左側の斜線部が申請地です。ユーパレス弁天の西側に広がる農地です。

16ページが現況写真です。

17ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に18ページをご覧ください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、抵触しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり抵触しません。

第3号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第4号の農作業、常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、抵触しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで畑として利用しており、許可後は野菜等を作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われまます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、私が担当地区ですので私が農家及び現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

○議長（門口照夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

11月28日の午前11：00頃、私と三山推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は夫婦間の贈与です。

申請地は畑として利用しており、許可後は野菜等を作付け予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われまます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号4について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号4は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による農地の転用番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は農業用資材置場への転用です。

議案書別紙の19ページをお願いします。図面中央下の太枠斜線部分が番号1の申請地で、カントリーパークの南で、県道大津西合志線の南側に位置する農地です。

次の20ページが申請地の現況です。

21ページが配置図です。申請者は農業を営む個人で、当該申請地にコンボや耕運機などの作業機械置場や除草後の草を一時的に置く集積場を整備する計画です。

22ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の23ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。

特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 上野育夫委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（上野育夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

11月28日の午前、私と酒井推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部には農地が接しておりますが、現況を変えず、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用 所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は有機肥料センターへの転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の24ページをお願いします。図面上部の太枠斜線部分が番号1の申請地で、赤点線部分が申請者の既存施設となっております。菊池環境工場クリーンの森合志の東、県道住吉熊本線の東側に位置する農地です。

25ページが申請地の現況です。

26ページが配置図です。申請者は主に養鶏業を営む法人です。既存施設の隣接地である当

該申請地を売買により取得し、原料庫 1 棟、製品庫 1 棟、管理棟 1 棟を整備する計画です。現在竹迫にある有機肥料センターの場所に開発計画があり、その移転場所として選定されています。

27 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 28 ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、令和 7 年 9 月 9 日付けで農業用施設用地へと用途変更されています。よって、例外規定の「農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途」に該当するため許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありませぬ。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 5 番 澤田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5 番（澤田勝矢君） それでは、現地調査につきまして報告します。

9月30日の午後、私と橋本推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の東及び南側は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思ひます。皆様のご審議をよろしくお祈りします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませぬか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 1 について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 1 は原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行いま

す。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用  
所有権移転番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。申請地及び隣接する宅地1,873.3㎡を含めた総事業面積4,705.3㎡の計画です。

議案書別紙の29ページをお願いします。図面中央の赤点線部分が今回の開発区域で、太枠斜線部分が番号2の申請地になります。カントリーパークの南で、県道大津西合志線の南側に位置する農地です。

次の30ページが申請地の現況です。

31ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地18区画を整備する計画です。

32ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の33ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の1番 上野育夫委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（上野育夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

11月28日の午前、私と酒井推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の南側は農地に接しておりますが、申請者の農地であり周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用賃借権設定番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は仮設事務所への一時転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の34ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、菊池環境工場クリーンの森合志の南、県道住吉熊本線の東側に位置する農地です。赤点線が中九州横断道路の事業用地で赤丸が申請者の工事箇所を表しています。

次の35ページが申請地の現況です。

次の36ページが配置図です。

申請者は主に土木工事業を営む法人で、地盤を強化した後に盛土を行う中九州横断道路工事を国から委託されています。その工事現場付近の申請地を借り受け、仮設の現場事務所を整備する計画です。

37ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の38ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の5番 澤田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（澤田勝矢君） それでは、現地調査につきまして報告します。

11月28日の午前、私と橋本推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は、農振農用地区域となり周囲は農地に接しておりますが、砂利敷きはせず、鉄板を敷き、土砂等が流出しないように努めるとのことです。皆様のご審議をよろしく願います。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用賃借権設定番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は進入路への一時転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の39ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号2の申請地で、西合志中央小学校の東側、県道大津植木線の南に位置する農地です。赤点線が中九州横断道路の事業用地のイメージを表しています。

次の40ページが申請地の現況です。

次の41ページが配置図です。

申請者は主に土木工事業を営む法人で、中九州横断道路工事に伴う橋台の地盤改良工事を国から委託されています。申請地を借り受け、その工事現場に入るための進入路を整備する計画です。

42ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の43ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農

用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の7番 中川委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（中川雄一君） それでは、現地調査につきまして報告します。

11月28日の午前、私と工藤推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は、農振農用地区域となり一部は農地に接しておりますが、盛土して転圧した上に砂利を敷き、雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことです。また、西合志土地改良区などと協議した利用計画であるため特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号2について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。

事業計画変更番号1の転用事業者、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載して

あるとおりです。

既に令和7年8月12日付け、合志市指令農委第39号で許可しております案件の進入路及び仮設資材置場の使用期間の延長となります。

議案書別紙の44ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、栄体育館の南、塩浸川の南側に位置する農地です。赤点線が中九州横断道路工事に伴う市道付替え工事事業用地の箇所です。

次の45ページが申請地の現況です。

46ページが配置図です。申請者は主に土木工事業を営む法人で、中九州横断道路工事に伴う市道付替え工事を国から委託されています。これまで申請地を借り受け、仮設資材置場やクレーン車等の大型車両の進入路を整備しており、現在の利用計画に変更はありません。

47ページをお願いします。意見書中段の農地法関係事務処理要領第4-7-(3)-エ-(ア) に掲げる検討内容についてですが、①の許可の取り消し処分を行った場合の農地としての効率的利用から⑤の農地転用許可基準からみた変更後の転用事業者の判断まで該当のあるところについて検討を行いました。中九州横断道路工事に伴う市道付替え工事の内容変更により、工期及び資材置場としての使用期間が延長されたとのことでした。内容を審査したところ問題ないと判断しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、事業計画変更番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、事業計画変更番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第4号議案 農地所有適格法人設立届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。

第4号議案の農地所有適格法人設立届出につきましてご説明いたします。

議案書別紙の48ページをお願いいたします。

農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することができる法人

でございます、農地法に規定されているご覧の表の4つの要件全てを備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか1つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになり、一般法人として農地を借りることはできません、買うことまではできません。

法人が農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人でも解除条件付き賃借の設定であれば可能ですが、今回は農地所有適格法人設立届出をされ、農地所有適格法人として農地を借りたいとの申出がございまして、その対象農地としましては、議案書の方に戻っていただきまして、議案書の15ページの賃借権設定番号14及び配分変更番号1の案件です。この後の第5号議案で農用地利用集積等促進計画案の意見決定についてご審議いただきます前に、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たしているのかご審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでございます。

議案書別紙の49ページをご覧ください。当該法人は合志市に本社を置いている法人でございます。

当該法人につきましては、主に農産物の生産を行う法人で、議案書別紙の48ページに記載しておりますとおり各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては次の49ページから61ページまでの部分になります。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農地所有適格法人設立届出について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農地所有適格法人設立届出は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第5号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書6ページをお開きください。

第5号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてご説明申し上げます。

次の7ページは農用地利用集積等促進計画の総括表です。左側が今回の12月総会分、右側が令和7年1月、第1回からの利用権設定や所有権移転の面積の累計数になります。

次の 8 ページは農用地利用集積等促進計画状況一覧表所有権移転関係（公社買入分）の説明です。所有権移転総合計の面積は 784 m<sup>2</sup>です。

次の 9 ページは農用地利用集積等促進計画状況一覧表所有権移転関係（公社売渡分）の説明です。所有権移転総合計の面積は 21,677 m<sup>2</sup>です。

次に 10 ページをご覧ください。今回の農用地利用集積等促進計画状況一覧表賃借権設定の説明です。利用権設定総合計の面積は 56,209 m<sup>2</sup>です。

次に 11 ページをご覧ください。今回の農用地利用集積等促進計画状況一覧表配分変更の説明です。利用権設定総合計の面積は 19,188 m<sup>2</sup>です。

次に 12 ページをご覧ください。農地中間管理事業による公社買入ですが、申出件数は 1 件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、移転の内容につきましては、議案書のとおりです。

次に 13 ページをご覧ください。農地中間管理事業による公社売渡ですが、申出件数は 1 件です。

譲渡人、譲受人、所有権を移転する農用地、移転の内容につきましては、議案書のとおりです。

議案書 14 ページをご覧ください。農地中間管理事業による貸し借りについてですが、申し出件数は賃貸借権が 14 件で配分変更が 1 件です。

貸人、転貸人、借人、利用権を設定する農地、賃借料などの利用権等内容につきましては、議案書のとおりです。

審議の結果、今回の計画（案）が決定された場合は農地中間管理事業推進法第 18 条第 11 項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画（案）は、農地中間管理事業推進法第 18 条第 5 項第 1 号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は、同法同項第 2 号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められると判断されます。

最後に農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 6 件 24,026 m<sup>2</sup>でございます。

内契約予定件数が 2 件 9,692 m<sup>2</sup>でございます。

内契約無しが 4 件 14,334 m<sup>2</sup>でございます。

契約無しの詳細につきましては、転用が 1 件、自作のための解約が 3 件となっております。

以上、事務局の説明を終わります。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第 5 号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして、承認することに異議

が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第6号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書16ページをお開きください。

売却と賃借権どちらも希望されているものが1件っております。売却・賃借権希望の番号1のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

売却・賃借権希望番号1の申請地の場所ですが、17ページをお開きください。図面中央の太枠斜線部分が申出地で、高木区公民館の東、県道辛川鹿本線の西側に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、申出者は市外にお住まいで耕作や管理することができないため、購入したい、耕作してもよいという方を探していらっしゃいます。農地を荒らしたくないので、どちらでもよいので探して欲しいとのことでした。

あっせん委員についてですが申出地区域の担当委員であります緒方委員、村上推進委員にお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第6号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第6号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明します。議案書の18ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用5条届出につきましては1件の届出がっております。

まず所有権移転番号1の場所を説明します。議案書の19ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。須屋市民センターの東側、熊本市北区の清水新地野球場の北側に位置する農地です。共同住宅への転用です。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か質疑等はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号報告、非農地判断につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書の20ページをお願いいたします。

農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断しました農地につきまして報告いたします。今回非農地と判断しましたのは一覧表のとおりです。21ページと22ページが広域図及び位置図、23ページから25ページが現況写真になります。3筆とも隣接しており、合生グラウンドの東側にある農地です。当該地は現況写真を見ていただくと分りますとおり周辺の山林と一体的に雑木が生えていて既に山林化していることが確認されることから今後農地としての利用は見込めない状況です。

現地確認の結果を担当の農業委員と農地利用最適化推進委員とで協議しました結果、非農地として判断いたしました。

非農地として判断いたしましたので対象農地の地権者の方には、地目の変更を法務局で行っていただくよう通知しています。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局から第2号報告、非農地判断についての説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か質疑等はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第2号報告、非農地判断につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（門口照夫君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

（4）閉 会

○事務局長 長時間に渡ります慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、「令和7年12月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。

皆さん大変お疲れ様でした。

—————○—————

閉 会 午後2時30分